解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

広島市南区比治山本町一二番二号

財団法人広島県民間社会福祉事業従事者互助会

代表清算人　松尾　龍一

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

山口県山口市神田町五番一一号

社団法人山口県中小企業経営者協会

代表清算人　唐下善次郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十一月十三日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

宮崎県宮崎市月見ケ丘二丁目四四番七号

財団法人赤江振興会

清算人　川﨑　好

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字福村字福富一八番地一、最後の住所青森県弘前市大字長坂町一一番地　被相続人　亡　福島　龍太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三日

青森県弘前市大字元長町二五番地

相続財産管理人　弁護士　三上　雅通

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県むつ市大畑町字佐助川三三番地三六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　竹内　純一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三日

青森市長島二丁目一〇番四号新藤ビル別館二階　相続財産管理人　菊池　至

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市船場町一丁目一〇番地、最後の住所山形県酒田市南千日町三番一六号　被相続人　亡　本間　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三日

山形県酒田市亀ヶ崎二丁目四番三九号

相続財産管理人　弁護士　藤井　正寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区羽田四丁目一四番地二、最後の住所神奈川県横須賀市大津町五丁目二六番六号　被相続人　亡　松坂　仁司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三日

茨城県龍ケ崎市佐貫一丁目九番地八　三栄ビル二階

相続財産管理人　司法書士　奥村　洋史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市緑町一丁目六番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大越　慶之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三日

栃木県佐野市高萩町一二〇二番地九　青田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青田　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市大津町三丁目二〇番地、最後の住所神奈川県横浜市港北区新吉田東二丁目二番一―七〇七号　被相続人　亡　小林　孝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三日

事務所群馬県高崎市東町一九一番地三

相続財産管理人　倉澤　省三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県佐伯市大字鶴望二五三八番地の一、最後の住所静岡県田方郡韮山町奈古谷二二一一番地の一九三　被相続人　亡　木下　武子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三日

東京都小金井市本町三丁目五番二一号

相続財産管理人　佐藤　克也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上伊那郡辰野町大字伊那富三九七二番地、最後の住所神奈川県鎌倉市山ノ内一二五五番地上野方　被相続人　亡　福島　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三日

横浜市中区相生町一丁目一五番地第二東商ビル五階

相続財産管理人　弁護士　福田　盛行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西蒲区五之上一七七一番地、最後の住所新潟市中央区関屋金鉢山町七六番地マンションロビン四〇五号室　被相続人　亡　成澤　チヤ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三日

新潟市中央区東堀通一番町五〇一番地一パークサイド白山二〇四号

相続財産管理人　弁護士　小金澤俊裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県湖西市新所岡崎梅田入会地九番地二の一九、最後の住所静岡県湖西市新所原二丁目二番二八号　被相続人　亡　木下　直人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三日

事務所静岡県浜松市東区西ケ崎町五五番地の六　二階

相続財産管理人　司法書士　**桒**原　伸夫

第65期決算公告

平成25年4月3日

北海道札幌市北区篠路六条七丁目2番28号

木田製粉株式会社

取締役社長　村井　真哉

貸借対照表の要旨

（平成24年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,029	流動負債	241
固定資産	656	固定負債	161
有形固定資産	592	株主資本	1,283
無形固定資産	7	資本金	222
投資その他の資産	57	資本剰余金	174
		資本準備金	174
		利益剰余金	886
		利益準備金	14
		その他利益剰余金	871
		（うち当期純利益）	(22)
		評価・換算差額等	△0
資産合計	1,686	負債・純資産合計	1,686